

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成26年4月1日から、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

西原村の平成29年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・・・・・・・・ 51,629千円
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・ 1,075,762千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		平成29年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	高齢者福祉費 障害者福祉費 児童福祉費 等	674,307	387,933	35,721	23,027	227,626
社会保険	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 等	288,543	54,107	0	21,536	212,900
保健衛生	保健衛生 健康増進 等	112,912	35,721	275	7,066	69,850
		1,075,762	477,761	35,996	51,629	510,376

※ 決算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※ 事務人件費は、決算額から除外しています。